新	H	備考
貿易保険に係る保険契約締結の内諾について	貿易保険に係る保険契約締結の内諾について	
平成29年4月1日 17 - 制度 - 00071 沿革 平成29年9月27日 一部改正	平成29年4月1日 17 - 制度 - 00071	
貿易保険に係る保険契約締結の内諾については、次のとおりとする。	貿易保険に係る保険契約締結の内諾については、次のとおりとする。	
第1条~第7条 (略)	第1条~第7条 (略)	
附 則 この改正は、平成29年11月1日から実施する。		
別表 1 ~別表 3 (略)	別表 1 ~別表 3 (略)	
(参 考) 内諾書 (略)	(参考) 内諾書 (略)	
別記	別記	
貿易一般保険(2年未満案件) (略)	貿易一般保険(2年未満案件) (略)	
別記	別記	
貿易一般保険(2年以上案件) (略)	貿易一般保険(2年以上案件) (略)	
別記	別記	

新	関 日	備考
貿易代金貸付(貸付金債権等)保険(2年未満案件) (略)	貿易代金貸付(貸付金債権等)保険(2年未満案件) (略)	
別記	別記	
貿易代金貸付保険(2年以上案件)	貿易代金貸付保険(2年以上案件)	
1. ~5. (略)	1. ~5. (略)	
 (再保険会社等への情報提供について> 貿易保険法第13条において、日本貿易保険は、外国法人等を相手方として再保険を行うことを認められています。 ・日本貿易保険は、保険契約に関し、内諾申請者、保険契約者、被保険者、保険金受取人及び保険金請求人からご提供いただいた情報(以下「案件情報」)を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求のために必要な範囲で、保険契約締結後に再保険会社等(再保険ブローカーを含む。以下同じ。)へ提供することがあります。 ・日本貿易保険は、案件情報を再保険会社等へ提供する際は、当該再保険会社等との間で守秘義務契約を締結する等、情報の保護のために適切な措置を講じます。 ・日本貿易保険から再保険会社等への案件情報の提供に関し日本貿易保険との事前協議が必要な場合は、「再保険会社等への情報開示に係る事前協議依頼書」を保険申込書に添えてご提出ください。 ・保険契約者、被保険者、保険金受取人又は保険金請求人となる予定の者(以下「保険契約予定者等」)と内諾申請者とが異なる場合は、以上の内容について、内諾申請者から保険契約予定者等にお伝えいただくとともに、保険契約予定者等に異議がないことをご確認ください。 	(下記は、株式会社日本貿易保険側による事務処理用の欄です)	

新	日 日	備考
(下記は、株式会社日本貿易保険側による事務処理用の欄です) 表 (略)	表(略)	******
別記	別記	
前払輸入保険(略)	前払輸入保険(略)	
別記	別記	
海外事業資金貸付保険	海外事業資金貸付保険	
1. ~5. (略)	1. ~5. (略)	
 (再保険会社等への情報提供について> ・ 貿易保険法第13条において、日本貿易保険は、外国法人等を相手方として再保険を行うことを認められています。 ・ 日本貿易保険は、保険契約に関し、内諾申請者、保険契約者、被保険者、保険金受取人及び保険金請求人からご提供いただいた情報(以下「案件情報」)を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求のために必要な範囲で、保険契約締結後に再保険会社等(再保険ブローカーを含む。以下同じ。)へ提供することがあります。 ・ 日本貿易保険は、案件情報を再保険会社等へ提供する際は、当該再保険会社等との間で守秘義務契約を締結する等、情報の保護のために適切な措置を講じます。 ・ 日本貿易保険から再保険会社等への案件情報の提供に関し日本貿易保険との事前協議が必要な場合は、「再保険会社等への情報開示に係る事前協議依頼書」を保険申込書に添えてご提出ください。 ・ 保険契約者、被保険者、保険金受取人又は保険金請求人となる予定の者(以下「保険契約予定者等」)と内諾申請者とが異なる場合は 		

賞易保険に係る保険契約締結の内話について・新旧文 ・新旧文		こういて・利田利思公
新	IΞ	備考
、以上の内容について、内諾申請者から保険契約予定者等にお伝え いただくとともに、保険契約予定者等に異議がないことをご確認く ださい。 (下記は、株式会社日本貿易保険側による事務処理用の欄です) 表 (略)	(下記は、株式会社日本貿易保険側による事務処理用の欄です) 表 (略)	
別記	別記	
海外投資保険	海外投資保険	
1. ~5. (略)	1. ~5. (略)	
 (再保険会社等への情報提供について> 貿易保険法第13条において、日本貿易保険は、外国法人等を相手方として再保険を行うことを認められています。 日本貿易保険は、保険契約に関し、内諾申請者、保険契約者、被保険者、保険金受取人及び保険金請求人からご提供いただいた情報(以下「案件情報」)を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求のために必要な範囲で、保険契約締結後に再保険会社等(再保険ブローカーを含む。以下同じ。)へ提供することがあります。 日本貿易保険は、案件情報を再保険会社等へ提供する際は、当該再保険会社等との間で守秘義務契約を締結する等、情報の保護のために適切な措置を講じます。 日本貿易保険から再保険会社等への案件情報の提供に関し日本貿易保険との事前協議が必要な場合は、「再保険会社等への情報開示に係る事前協議依頼書」を保険申込書に添えてご提出ください。 保険契約者、被保険者、保険金受取人又は保険金請求人となる予定の者(以下「保険契約予定者等」)と内諾申請者とが異なる場合は、以上の内容について、内諾申請者から保険契約予定者等にお伝え 		

貿易保険に係る保険契約締結の内諾について・新旧対照表

新	旧	備考
いただくとともに、保険契約予定者等に異議がないことをご確認く ださい。		
(下記は、株式会社日本貿易保険側による事務処理用の欄です) 表 (略)	(下記は、株式会社日本貿易保険側による事務処理用の欄です) 表 (略)	